



# 特別支援教育ほっと通信

令和5年2月  
西部教育局

子供たちの力を最大限に伸ばすためには、適切な引継ぎを行うことが重要です。そのためにも、特別支援学級における諸帳簿について、再度御確認ください。

## 再確認を！「指導要録」の「指導に関する記録」の様式について

県教育委員会では、児童生徒の実態（教育課程）に応じて適切なものを選択できるよう2つの様式を示しています。（県独自で、**A様式**・**B様式**と呼んでいます。）

### A様式

様式2（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学級							
				整理番号							
各教科の学習の記録						特別の教科道徳					
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	
国語	知識・技能								1		
	思考・判断・表現								2		
	主体的に学習に取り組む態度								3		
社会	知識・技能								4		
	思考・判断・表現								5		
	主体的に学習に取り組む態度								6		
算数	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										

いわゆる「**数値**」で評価する様式

### B様式

様式2（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学級							
				整理番号							
各教科・特別活動・自立活動の記録											
学年	1	2	3	4	5	6					
生											
活											
国											
語											
算											
数											
音											
楽											

いわゆる「**記述**」で評価する様式

**要注意!** 「知的障がい特別支援学級在籍児童生徒は **B様式**（記述で評価）を使用する。」は間違いです！

どちらの様式を使用するのは、児童生徒の実態（**教育課程**）によって決まります。

**A様式**…小学校又は中学校に準ずる教育がほぼ可能である児童生徒の場合（下学年適用も含む。）

下学年適用の場合、前学年の各教科の目標・内容に替えて指導している事実を「**総合所見及び指導上参考となる諸事項**」の欄に記述すること。

**B様式**…知的障がい特別支援学校の教科を取り入れて教育を行う知的障がいのある児童生徒の場合

小学校又は中学校に準ずる教科と知的障がい特別支援学校の教科の両方を取り入れて教育を行う場合は、**A様式**と**B様式**の両方が必要となります。

指導要録の様式等については、各市町村(学校組合)教育委員会が定めています。御不明な点は、当該教育委員会にお問い合わせください。

指導要録の記載例については「特別支援教育の手引」を参考にしてください。

